

# 神栖市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、神栖市動物の愛護及び管理に関する条例(以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 条例第2条第3号に規定する規則で定める特定犬は、生後9か月未満の特定犬とする。

## (必要な施策)

第3条 条例第3条の必要な施策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する啓発並びに教育に関する施策
- (2) 動物のしつけに関する施策
- (3) 犬及び猫の殺処分数を減少させるための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、動物の愛護及び管理に関し市長が必要と認める施策

## (飼い主の措置)

第4条 条例第5条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 動物と滞在できる避難所の確認
- (2) 動物のための運搬用の籠、餌その他災害時における適正な飼養に必要な物資の準備

## (災害時の市の措置)

第5条 条例第8条の必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 動物との同行避難その他災害時の飼養方法に関する啓発
- (2) 避難所における動物の受入れ体制の整備
- (3) 飼い主の負傷等の理由により救護を要する動物に対する救護体制の整備
- (4) 負傷動物の救護体制の整備
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害時の動物の保護に関し市長が必要と認める措置

## (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。